

【別冊】 よくある質問



東京都心身障害者福祉センター地域支援課
(令和4年5月)

【共通】

質問	回答
「指定特定相談支援事業」「指定障害児相談支援事業」とは何ですか。	サービス等利用計画や障害児支援利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障害者（児）の自立した生活を支え、障害者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するものです。
「指定一般相談支援事業」とは何ですか。	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域移行支援」と「地域定着支援」があります。 ・「地域移行支援」は、入所施設や精神科病院等からの退所・退院にあたって支援を要する方に対し、入所施設や精神科病院等における地域移行の取組と連携しつつ、地域移行に向けた支援を行うものです。 ・「地域定着支援」は、入所施設や精神科病院から退所・退院した方、家族との同居から一人暮らしに移行した方、地域生活が不安定な方等に対し、地域生活を継続していくための支援を行うものです。
他道府県にある相談支援事業所で勤務する予定ですが、東京都の研修は受講できますか。	東京都の研修は、東京都内の事業所に所属している又は所属する予定がある方が対象です。他道府県の事業所に所属する方は、受講対象外です。
相談支援専門員として働く予定はないが、自分の勉強のために受講することはできますか。	実際に相談支援専門員として従事している方、又はこれから従事する方が対象です。従事予定のない方は受講対象外です。
研修日程中、急な業務や体調不良で休んだ場合は、どうなりますか。	<ul style="list-style-type: none"> ・法定研修であるため、途中で欠席をされた場合は、研修修了とはなりません。次回研修に改めて申し込んでいただきます。 ・その場合も、1日目から再度受講していただきます。 ・次回申し込んでいただく場合の優先決定等はありません。
研修の受講料は必要ですか。	参加費は無料です。ただし、受講にかかる旅費等及び講義動画の通信に係る費用等については、推薦する事業者又は受講者の負担となります。

【初任者研修について】

質問	回答
以前、サービス管理責任者研修の一部として、「初任者研修講義部分」を受講し、受講証明書を持っています。今回相談支援専門員になるために初任者研修を受講しますが、この部分は免除になりますか。	初任者研修は、初任者研修に申し込み、受講決定された方が、全日程受講しなければ修了にはなりません。そのため、一部の免除にはならず、1日目から全てのカリキュラムを受講していただくこととなります。

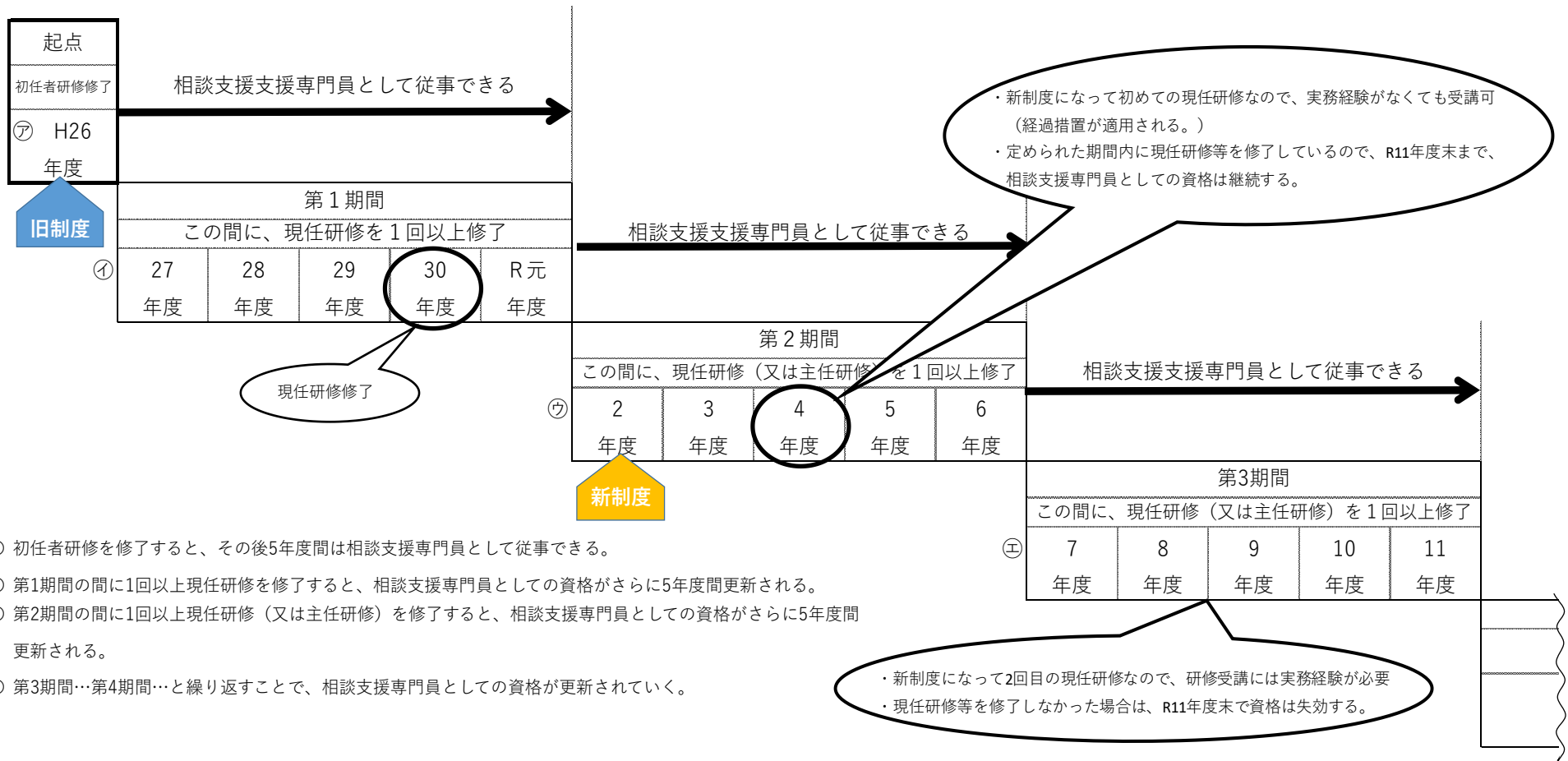
【現任研修について】

質問	回答
<p>初任者研修修了後、5年度の間に現任研修を受講しませんでした。</p> <p>①再度相談支援専門員として従事するためには、どうすれば良いですか。</p>	<p>①初任者研修から受講していただきます。</p>
<p>②現任研修を受講しなかった時点で、資格は失効するのでしょうか。</p>	<p>②初任者研修修了年度の翌年度から数えて5年度の年度末まで有効です。</p>
<p>初任者研修の翌年度に現任研修を受講できますか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・初回の現任研修は、過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験がないと、受講できません。 ・ただし、研修制度変更に伴う経過措置があり、令和2年4月1日までに初任者研修・現任研修・主任研修を修了した方が、令和2年度以降初めて現任研修を受講する場合のみ、実務経験は問わないことになっています。

※現任研修受講年度の考え方は、次ページ以降も参考にしてください。

現任研修受講年度の考え方

(例1) 平成26年度に初任者研修を修了した場合



- 初任者研修を修了すると、その後5年度間は相談支援専門員として従事できる。
- 第1期間の間に1回以上現任研修を修了すると、相談支援専門員としての資格がさらに5年度間更新される。
- 第2期間の間に1回以上現任研修(又は主任研修)を修了すると、相談支援専門員としての資格がさらに5年度間更新される。
- 第3期間…第4期間…と繰り返すことで、相談支援専門員としての資格が更新されていく。

(例2) 令和2年度に初任者研修を修了した場合

